

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月27日 17時45分ごろ
発生場所	兵庫県高砂市東播磨港 東播磨港伊保灯台から真方位308°690m付近 (概位 北緯34°45.1′ 東経134°45.5′)
事故の概要	プレジャーボートがまひで丸は、南南西進中、護岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年10月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート がまひで丸、1.0トン
船舶番号、船舶所有者等	260-22948兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首船底部に破口、擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、高砂市天川の定係地を出発し、東播磨港の火力発電所南方の釣り場に向かった。</p> <p>本船は、船長が操縦席で操船に当たり、火力発電所西側の石張りの護岸（以下「本件護岸」という。）の西方沖を約20ノットの対地速度で南南西進中、右舷方の鳥山（魚の群れの上に集まる鳥）を見ていたところ、本件護岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、7年ほど前から週に約3回、東播磨港周辺海域を航行していたので本件護岸の存在を知っていた。</p> <p>船長は、鳥山に気を取られ、本件護岸に接近していることに気付かなかったと、本事故後に思った。</p>
分析	本船は、東播磨港の火力発電所西方沖を南南西進中、船長が、右舷方の鳥山に気を取られ、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、本件護岸に接近して航行していることに気付かず、本件護岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東播磨港の火力発電所西方沖を南南西進中、船長が、右舷方の鳥山に気を取られ、前路の見張りを適切に行っていなかったため、本件護岸に接近して航行していることに気付かず、本件護岸に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。